

令和5年度香川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等を目的として、第2条に規定する補助事業者が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和5年9月29日付け医政発0929第23号・感発0929第3号・医薬発0929第12号厚生労働省医政局長・健康・生活衛生局感染症対策部長・医薬局長連名通知の別紙。以下「実施要綱」という。）、令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和5年9月29日付け厚生労働省発医政0929第5号・厚生労働省発感0929第4号・厚生労働省発医薬0929第81号厚生労働事務次官通知の別紙。以下「交付要綱」という。）及び香川県補助金等交付規則（平成15年規則第28号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付の対象）

第2条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は実施要綱により、県が適当と認めるものとし、補助金の交付を受けて補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）、基準額又は上限額、補助対象経費及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。

（交付額の算定方法）

第3条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

別表の第1欄に定める事業区分ごとに、第3欄に定める基準額又は上限額と第4欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第4条 この補助金の交付を受けようとする者は、第1号様式による申請書に、事業実施計画その他の関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出するものとする。

（交付の条件）

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 各事業実施計画の範囲を超えて補助金の配分を調整する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業実施計画を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、第2号様式による変更承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

い。

- (4) 事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 実施要綱 3（2）ウ（ア）に規定する新型コロナウイルス感染症患者等の病床確保事業における病床確保に関して、同 3（2）エ（オ）に規定するとおり、新型コロナウイルス感染症患者等の入院受入要請があった場合は、正当な理由なく断ってはならない。
- (9) 実施要綱 3（2）ウ（ア）に規定する新型コロナウイルス感染症患者等の病床確保事業における病床確保に関して、同 3（2）エ（カ）及び（キ）に規定するとおり、G-MIS 等により、入力を実際に行うことにより入院受入状況等を正確に把握出来るようにしなければならない。
- (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、第 4 号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 5 月 31 日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (11) 帳簿等の保存は、次のとおりとする。

ア 補助事業者が市町の場合

補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第 6 号様式による調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経

過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が市町以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(12) 実施要綱3(2)ウ(ア)及び3(15)における病床確保料について、同3(2)エ及び3(15)エ留意事項が適切に実施されていない場合においては、病床確保料の交付の執行停止を行うことがありうる。

(13) 市町は、適切と認める法人格を有する団体等に間接補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア (1) から (10) までに掲げる条件

この場合において、(1) から (4)、(6) 及び (10) の規定中「知事」とあるのは「市町長」と、「県」とあるのは「市町」と、「第4号様式」とあるのは「第5号様式」と、「知事の承認」とあるのは「市町長の承認」と読み替えるものとする。

イ 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(14) 県が付した条件に基づき市町長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(15) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(概算払)

第6条 知事は、必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

(変更申請手続)

第7条 補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う

場合には、第4条に定める申請手続に従い、別に定める日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

第8条 知事は、第4条又は第7条に定める申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(実績報告)

第9条 交付金の事業実績報告は、当該年度の事業が完了したときは、第3号様式による事業実績報告書に關係書類を添えて、翌年度4月10日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日から起算して1か月を経過した日)又は別に定める日のいずれか早い日までに知事に提出して行わなければならない。

(額の確定)

第10条 第9条の実績報告の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 この補助金の返還は、次により行うものとする。

(1) 知事は、実施要綱3(2)ウ(ア)及び3(15)における病床確保料について、同3(2)エ及び3(15)エ留意事項が適切に実施されていない場合においては、期限を定めて、当該補助金について県に返還することを命ずる。

(2) 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

(その他)

第12条 特別の事情により第3条、第4条、第7条及び第9条に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月5日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

別表

1 事業区分	2 補助事業者	3 基準額又は上限額	4 補助対象経費	5 補助率
<p>新型コロナウイルス感染症対策事業</p>	<p>「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」(令和5年9月15日)厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡)等に基づき、新型コロナウイルス感染症患者等を入院させる医療機関</p>	<p>【上限額】</p> <p>①特定機能病院等 稼働病床の病床確保料 ICU 1床当たり 174,000 円/日 HCU 1床当たり 85,000 円/日 上記以外の病床 1床当たり 30,000 円/日</p> <p>休止病床の病床確保料(即応病床1床あたり1床まで(ICU・HCU病床は2床まで)) ICU 1床当たり 174,000 円/日 HCU 1床当たり 85,000 円/日 上記以外の病床 1床当たり 30,000 円/日</p> <p>※ 特定機能病院等とは、特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関とする。特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関は、具体的には、令和2年4月以降に体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関とする。</p> <p>②その他医療機関 稼働病床の病床確保料 ICU 1床当たり 121,000 円/日 HCU 1床当たり 85,000 円/日 上記以外の病床 1床当たり 29,000 円/日</p> <p>休止病床の病床確保料(即応病床1床あたり1床まで(ICU・HCU病床は2床まで))</p>	<p>賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金、往診等に要する経費、病床確保料</p>	<p>10/10</p>

	<p>新型コロナウイルス感染症患者入院等医療機関</p> <p>「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和2年4月2日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等に基づき、宿泊療養施設に医療従事者を派遣する医療機関その他知事が認める者</p>	<p>ICU 1床当たり 121,000 円／日 HCU 1床当たり 85,000 円／日 上記以外の病床 1床当たり 29,000 円／日</p> <p>※令和5年5月7日まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者の宿泊施設確保に対する補助 <p>【上限額】</p> <p>1人当たり 5,000 円／泊</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消毒経費 <p>知事が必要と認めた額</p> <p>知事が必要と認めた額</p>		
<p>新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業（旧新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた実績があり、G-MIS 上に実績及び受入可能病床数等の入力を行う新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関等</p>	<p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初度設備費 <p>1床当たり 133,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工呼吸器及び付帯する備品 <p>5,000,000 円×知事が必要と認めた台数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人防護具 <p>3,600 円×知事が必要と認めた人数分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易陰圧装置 <p>4,320,000 円×知事が必要と認めた台数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易ベッド <p>51,400 円×知事が必要と認めた台数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体外式膜型人工肺及び付帯する備品 <p>21,000,000 円×知事が必要と認めた台数</p>	<p>需用費（消耗品費）、使用料及び賃借料、備品購入費</p> <p>※新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備に要する経費</p>	<p>10/10</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・簡易病室及び付帯する備品 知事が必要と認めた額 <p>※簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供する病室をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。） <p>1 施設当たり 905,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HEPA フィルター付きパーテーション <p>205,000 円×知事が必要と認めた台数</p>		
外来対応医療機関設備整備事業（旧帰国者・接触者外来等設備整備事業）	「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和2年2月1日厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連絡）に基づき設置された帰国者・接触者外来及び「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）及び「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）に基づく外来対応医療機関	<p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） <p>1 施設当たり 905,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HEPA フィルター付きパーテーション <p>205,000 円×知事が必要と認めた台数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人防護具 <p>3,600 円×知事が必要と認めた人数分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易ベッド <p>51,400 円×知事が必要と認めた台数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易診療室及び付帯する備品 <p>知事が必要と認めた額</p> <p>※簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。</p>	使用料及び賃借料、需用費（消耗品費）、備品購入費 ※外来対応医療機関設備整備に要する経費	10/10
感染症検査機関等設備整備事業	政令市、新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関	<p>次の機器の整備する経費のうち、知事が必要と認めた額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代シークエンサー ・リアルタイム PCR 装置（全自動 PCR 検 	使用料及び賃借料、備品購入費 ※新型コロナウイルス感染症の検体検査	10/10

		<p>査装置を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・等温遺伝子増幅装置 ・全自動化学発光酵素免疫測定装置 ・その他、厚生労働大臣が認めた機器 <p>【留意事項】</p> <p>(ア) 検査を実施する機関は、県から感染症法に基づく行政検査の依頼があった場合に、迅速かつ確実に検査を実施できる体制を確保する。</p> <p>(イ) 検査を実施する機関は、病状等から医師が必要と判断した場合に、県又は保健所設置市との委託契約に基づき行政検査を実施し、届出基準に合致した場合は、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム (HER-SYS) により届出を行う。</p> <p>※ 県又は保健所設置市との委託契約を締結していない医療機関においては、別途、県感染症対策課又は保健所設置市との協議が必要となります。</p>	<p>に必要な設備整備に要する経費</p> <p>※令和5年4月1日から5月7日までに生じた費用を対象</p>	
DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業	<p>医療チームを香川県新型コロナウイルス感染症患者搬送調整本部に派遣、特に重症度が高い患者について医療チーム職員同伴での搬送、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症患者が増加している医療機関等への医療チーム派遣による医療提供及びその調整を行うとともに、感染地域における感染拡大を防止するため、速やかに外部から感染症対策に係る専門家を派遣できる体制の構築、感染症対策に係る専門家等の下で、現場での活動を行うための情報共有や意見交換を行い、必要</p>	<p>【上限額】</p> <p>(医療チーム派遣経費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師 1人1時間当たり 7,550円 ・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 2,760円 ・業務調整員 1人1時間当たり 1,560円 <p>(旧臨時の医療施設に派遣する場合)</p> <p>(※)</p> <p>(※) 令和5年5月7日までに設置された施設をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師 1人1時間当たり 15,100円 ・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 5,520円 ・業務調整員 1人1時間当たり 3,120円 <p>注 派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。</p>	<p>賃金、報酬、謝金、時間外勤務手当、特殊勤務手当、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、食糧費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</p> <p>※医療チームの派遣に要する経費</p>	10/10

	<p>に応じて助言等の技術的支援を行う医療機関 その他知事が認める者</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症に感染した入所者に対して継続して療養を行う高齢者施設に派遣する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師 1人1時間当たり 15,100 円 ・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 5,520 円 ・看護職員を派遣する場合 1人1時間当たり 8,280 円 <p>(※)</p> <p>(※) 令和6年3月31日までの派遣に限った特例とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務調整員 1人1時間当たり 3,120 円 <p>注 派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。</p> <p>(重点医療機関に派遣する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師 1人1時間当たり 15,100 円 ・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 8,280 円 ・業務調整員 1人1時間当たり 3,120 円 <p>※ 派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。(※) 令和5年9月30日までの派遣に限った特例とする。</p> <p>(医療チーム活動費) 実費相当額</p> <p>※ 医療チーム活動費とは、個人防護具、医薬品、医療用消耗品、一般消耗品の購入など、医療チームが新型コロナウイルス感染症患者に対応するために必要な費用をいう。</p>		
<p>新型コロナウイルス感染症により</p>	<p>新型コロナウイルス感染症患者が発生したことにより休業・診療縮小</p>	<p>【上限額】</p> <p>(1) 消毒経費 1施設当たり 600,000 円</p>	<p>需用費(消耗品費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>1/2</p>

<p>休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業</p>	<p>を余儀なくされた医療機関・薬局</p>	<p>(2) 陰圧対応が可能である HEPA フィルター付き空気清浄機 1 台当たり 905,000 円 ※購入台数の上限は1施設当たり2台(ただし、薬局については1台) (3) HEPA フィルター付きパーテーション 1 台当たり 205,000 円</p>	<p>※新型コロナウイルス感染症患者が発生したことにより休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関・薬局が再開するための消毒経費・HEPA フィルター付き空気清浄機・HEPA フィルター付きパーテーションの購入に係る経費 ※令和5年4月1日から9月30日までに生じた費用を対象</p>	
<p>新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業(旧新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症患者の受入実績がある医療機関であって、G-MIS に入院受入状況等を確実に入力する医療機関又は院内感染収束後に積極的に外部から新型コロナウイルス感染症患者を受け入れることを記載した書面を県との間で締結した医療機関</p>	<p>【上限額】 1. 特定機能病院等 ① 院内感染の発生により、陽性患者が入院した病床であり、当該患者が退院した後に病室の閉鎖などの事情により一定期間、空床にする必要がある病床の病床確保料 ICU 1床当たり 174,000 円/日 HCU 1床当たり 85,000 円/日 上記以外の病床 1床当たり 30,000 円/日 ※ ただし、「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について(令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡)」に基づく、重症・中等症Ⅱ患者、特別な配慮が必要な患者、医師の判断で特に高いリスクが認められる患者を受け入れる病床以外の病床(療養病床含む。)は16,000 円/日 ② 院内感染の発生により、病室の閉鎖などの事情により休止せざるを得ない病床の病床確保料(①1床あたり1床まで(ICU・HCU病床は2床まで))</p>	<p>委託料、病床確保料</p>	<p>10/10</p>

		<p>I C U 1床当たり 174,000 円／日 H C U 1床当たり 85,000 円／日 上記以外の病床 1床当たり 30,000 円／日</p> <p>※ ただし、「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）」に基づく、重症・中等症Ⅱ患者、特別な配慮が必要な患者、医師の判断で特に高いリスクが認められる患者を受け入れる病床以外の病床（療養病床含む。）は16,000円／日</p> <p>※ 特定機能病院等とは、特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関とする。特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関は、具体的には、令和2年4月以降に体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関とする。</p> <p>2. その他医療機関</p> <p>① 院内感染の発生により、陽性患者が入院した病床であり、当該患者が退院した後、病室の閉鎖などの事情により一定期間、空床にする必要がある病床の病床確保料</p> <p>I C U 1床当たり 121,000 円／日 H C U 1床当たり 85,000 円／日 上記以外の病床 1床当たり 29,000 円／日</p> <p>※ ただし、「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容につ</p>		
--	--	---	--	--

		<p>いて（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）」に基づく、重症・中等症Ⅱ患者、特別な配慮が必要な患者、医師の判断で特に高いリスクが認められる患者を受け入れる病床以外の病床（療養病床含む。）は16,000円/日</p> <p>② 院内感染の発生により、病室の閉鎖などの事情により休止せざるを得ない病床の病床確保料（①1床あたり1床まで（ICU・HCU病床は2床まで）） ICU 1床あたり121,000円/日 HCU 1床あたり85,000円/日 上記以外の病床 1床あたり29,000円/日</p> <p>※ ただし、「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）」に基づく、重症・中等症Ⅱ患者、特別な配慮が必要な患者、医師の判断で特に高いリスクが認められる患者を受け入れる病床以外の病床（療養病床含む。）は16,000円/日</p>		
新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業	重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関のうち高度な医療を提供する医療機関（体外式膜型人工肺や人工呼吸器を用いて新型コロナウイルス感染症の重症患者等の治療を行う医療機関であって、整備対象設備を組み合わせる様々な容態の患者に対して効果的な治療を行う医療機関）	<p>本事業は令和5年4月1日から5月7日までの事業を対象とする。</p> <p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 超音波画像診断装置 11,000,000円×知事が必要と認めた台数 血液浄化装置 6,600,000円×知事が必要と認めた台数 気管支鏡 5,500,000円×知事が必要と認めた台数 CT撮影装置等（画像診断支援プログラムを含む） 66,000,000円×知事が必要と認めた台数 	<p>使用料及び賃借料、備品購入費</p> <p>※令和5年4月1日から5月7日までに生じた費用を対象</p>	10/10

		<p>数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生体情報モニタ 1,100,000 円×知事が必要と認めた台数 ・分娩監視装置 2,200,000 円×知事が必要と認めた台数 ・新生児モニタ 1,100,000 円×知事が必要と認めた台数 		
<p>新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業</p>	<p>疑い患者を診療した実績がある救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関(救命救急センター、二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院等)</p>	<p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初度設備費 1床当たり 133,000 円 ・个人防护具 1人当たり 3,600 円 ・簡易陰圧装置 1床当たり 4,320,000 円 ・簡易ベッド 1台当たり 51,400 円 ・簡易診療室及び付帯する備品 実費相当額 <p>※ 簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HEPA フィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 1施設当たり 905,000 円 ・HEPA フィルター付パーテーション 1台当たり 205,000 円 ・救急医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者の診療に要する備品 1施設当たり 300,000 円 ・周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者に使用する保育器 1台当たり 1,500,000 円 <p>※令和2年度、令和3年度、令和4年</p>	<p>需用費（消耗品費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p> <p>※疑い患者を診療する救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関の院内感染を防止するために必要な設備整備に要する経費</p>	10/10

		<p>度、令和5年4月1日から9月30日までに本事業による補助を受けた医療機関は上記のうち、「个人防护具」以外を対象外とする。また、「个人防护具」の補助対象期間は「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）で規定する「対象期間」に限るものとする。</p>		
<p>新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関における外国人患者の受入れ体制確保事業（旧新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた実績があり、G-MIS上に実績及び受入可能病床数等の入力を行う新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関であって、かつ、都道府県が選出する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関（選出予定を含む。）」である医療機関</p>	<p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 入院医療機関 <p>1施設当たり 10,000,000 円</p>	<p>賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p> <p>※院内等での感染拡大を防ぎながら、外国人患者の受入れにあたり必要な多様な言語や宗教・文化的背景への配慮等外国人特有の課題に対応した入院治療が可能な体制を整備するために必要な経費</p> <p>※令和5年4月1日から9月30日までに生じた費用を対象</p>	10/10
<p>外来対応医療機関確保事業</p>	<p>令和5年4月1日以降に新たに外来対応医療機関（令和5年5月7日以前は診療・検査医療機関）の対応を行い、少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関の対応を行う保険医療機関</p>	<p>【上限額】</p> <p>外来対応医療機関の新設に伴い必要となる初度設備整備のうち、次の①～⑤に係る経費</p> <p>1施設あたり合計 500,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ①患者案内のための看板の設置料 ②ホームページ上に外来対応医療機関 	<p>需用費（消耗品費、修繕料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	10/10

		<p>であることを明記するための改修費</p> <p>③換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費</p> <p>④医療機器（パルスオキシメーター等）の購入費</p> <p>⑤非接触サーモグラフィカメラ（検温・消毒機能付き等）の購入費</p>		
令和4年度 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業	<p>(1) 令和4年度に、時間外・休日の医療機関から、ワクチン接種を行う集団接種会場に医師・看護師等の医療従事者を派遣した場合に、当該派遣を行った医療機関(派遣元)</p> <p>(2) 令和4年度に、個別接種に協力した医療機関</p>	<p>(1) 【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師 1人1時間当たり 7,550円 ・ 医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 2,760円 <p>※令和4年4月1日から令和5年3月末までに行われた派遣</p> <p>(2) 【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 診療所 <p>①週100回以上の接種を令和4年4・5月、6・7月、8・9月、10・11月、12・令和5年1月、2・3月のそれぞれの期間中に4週間以上行った場合には、週100回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり2,000円</p> <p>②週150回以上の接種を令和4年4・5月、6・7月、8・9月、10・11月、12・令和5年1月、2・3月のそれぞれの期間中に4週間以上行った場合には、週150回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり3,000円</p> <p>③50回以上/日の接種を行った場合には、1日当たり10万円</p> <p>※同一日に①、②及び③の支援の重複は不可</p> <p>④令和4年10月以降においては、①から③の取組にかかる支援を受ける診療所は、下記のとおり接種体制を用意していること。</p> <p>①、②の取組においては、週100回(150回)以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも1日は、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用</p>	<p>賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</p> <p>※修繕料については(2)、(3)のみ対象。</p>	10/10

		<p>意していること。</p> <p>③の取組においては、50回以上の接種を行ったその日において、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること。</p> <p>・病院</p> <p>①令和4年11月までに50回以上／日の接種を行った場合には、1日当たり10万円</p> <p>なお、令和4年10月以降においては、50回以上の接種を行ったその日において、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること。</p> <p>②特別な接種体制を確保し、50回以上／日の接種を週1日以上達成する週が、令和4年4・5月、6・7月、8・9月、10・11月、12・令和5年1月、2・3月のそれぞれの期間中に4週間以上ある場合</p> <p>医師 1人1時間当たり 7,550円</p> <p>看護師等 1人1時間当たり 2,760円</p> <p>※ 「時間外、夜間または休日」の定義は以下のとおり。なお、「接種体制を用意」には、医療機関で接種体制を用意することの他に、自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行っている場合を含む。</p> <p>時間外：当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間</p> <p>夜間：18時以降（医療機関の診療時間に関わらない）</p> <p>休日：日曜日及び国民の休日に関する法律第3条に規定する休日。なお、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日は、休日として取り扱う。加えて、土曜日も休日として取り扱う。（医療機関の診療日に関わらない。）</p>		
--	--	--	--	--

	<p>(3) 令和4年度に、職域接種(外部の医療機関が出張して実施する形態のものに限る。)を実施した以下の者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として中小企業の職域接種を共同実施した中小企業又は団体 ・所属の学生も接種の対象とし、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たす職域接種を実施した大学、短期大学、高等専門学校、専門学校 	<p>(3) 接種会場の設置等に係る経費のうち、知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <p>令和3年11月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナワクチン追加接種(3回目接種)に係る職域接種の開始について」に基づいて設置した会場での職域接種については、接種1回当たり1,500円</p> <p>令和3年6月1日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナワクチンの職域接種の開始について」に基づいて設置した会場での職域接種については、接種1回当たり1,000円</p>		
--	---	---	--	--

第1号様式

番 号
年 月 日

香川県知事 殿

事業者名

令和5年度香川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付申請書

標記について、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額金 円
- 2 香川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画（様式1）
- 3 経費所要額調（様式2）

香川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画
 （「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」以外の事業）

事業者（ ）

事業区分	事業概要	総事業費	うち交付申請額
新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業			
新型コロナウイルス感染症対策事業	【病床確保】 その他の医療機関ICU 床 日 重症・中等症 床 日その他病床 床 日		
	【医療従事者の宿泊費補助】 ①宿泊施設及び住所： ②宿泊日数（宿泊機関）： 日 ③宿泊単価： 円		
	【宿泊療養施設への医療従事者派遣】 ①派遣先及び住所： ②派遣延べ人数：医師 人、看護師 人 ③派遣期間： 日		
	【自宅療養者への食料品等の提供】 ①提供内容： ②1人あたりの金額： 円 ③提供人数： 人		
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業 （旧新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業）			
外来対応医療機関設備整備事業 （旧帰国者・接触者外来等設備整備事業）			
感染症検査機関等設備整備事業	新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関が行う設備整備事業		
感染症対策専門家派遣等事業			
DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業	①香川県新型コロナウイルス感染症患者搬送調整本部への派遣期間： 日 ②患者の搬送件数： 件 ③医療機関等への派遣期間： 日		
	・DMAT・DPAT等医療チームの派遣見込みチーム数（ ）チーム		
新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業	①派遣先医療機関等及び住所： ②派遣人数：医師 名、薬剤師 名 ③派遣期間： ④コロナ対応等により地域で担うべき医療機能を担えないとする期間：		
新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業	新型コロナウイルス感染症患者が発生したことにより休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関等が再開するための事業 ①休業期間：		
新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業 （旧新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業）			
新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業			
新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのために行う院内感染防止対策事業		
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業	院内等での感染拡大を防ぎながら、外国人患者の受入れにあたり必要な多様な言語や宗教・文化的背景への配慮等外国人特有の課題に対応した入院治療・療養が可能な体制整備事業		
外来対応医療機関確保事業			
新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業			
合計			

様式2

経費所要額調

(事業者名)

事業区分	総事業費 (A)	事業における寄付 金その他収入額 (B)	差引事業費 (A) - (B) (C)	基準額 (D)	選定額 (E)	補助率 (F)	県費補助 所要額 (E) × (F) (G)	備考
	円	円	円	円	円		円	

- (注) 1 「事業区分」欄には、交付の対象となる事業の名称を記載すること。
2 (E)欄は、(C)と(D)とを比較して少ない方の額を記入すること。
3 必要に応じて、事業ごとに添付書類を別に定める。

第2号様式

番 号
年 月 日

香川県知事 殿

事業者名

令和5年度香川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）
に関する事業内容の変更承認申請について

標記について、次のとおり提出する。

- 1 事業内容の変更概要及び理由
（第1号様式の様式1及び別紙1（補足資料）により作成すること。）
- 2 経費所要額調
（第1号様式の様式2により作成すること。）

事業実施計画書変更理由書

事業計画書について、申請時より事業計画、所要額に変更が生じる場合の理由をご記載ください。

例：DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業について、感染状況を鑑み派遣チーム数の見直しを行ったため。

変更前交付決定額	
事業計画変更後交付申請額	
差額	0

第3号様式

番 号
年 月 日

香川県知事 殿

事業者名

令和5年度香川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）
事業実績報告書

年 月 日●●第 号をもって交付決定を受けた香川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 精 算 額 金 円
- 2 香川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する
事業実施実績
(様式1)
- 3 経費所要額精算書
(様式2)
- 4 添付書類
 - ・様式2に掲げる対象経費の支出額を証する資料
 - ・総事業費及び寄付金その他収入額を証する資料
 - ・契約書の写し、納品書の写し等

香川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実績
 （「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」以外の事業）

事業者（ ）

事業区分	事業概要	総事業費	うち交付申請額
新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業			
新型コロナウイルス感染症対策事業	【病床確保】 医療機関 ICU 床 日 HCU 床 日 その他病床 床 日 その他の医療機関 ICU 床 日 重症・中等症 床 日 その他病床 床 日		
	【医療従事者の宿泊費補助】 ①宿泊施設及び住所： ②宿泊日数（宿泊機関）： 日 ③宿泊単価： 円		
	【宿泊療養施設への医療従事者派遣】 ①派遣先及び住所： ②派遣延べ人数：医師 人、看護師 人 ③派遣期間： 日		
	【自宅療養者への食料品等の提供】 ①提供する内容： ②1人あたりの金額： 円 ③提供人数： 人		
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業 （旧新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業）			
外来対応医療機関設備整備事業 （旧帰国者・接触者外来等設備整備事業）			
感染症検査機関等設備整備事業	新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関が行う設備整備事業		
感染症対策専門家派遣等事業			
DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業	①香川県新型コロナウイルス感染症患者搬送調整本部への派遣期間： 日 ②患者の搬送件数： 件 ③医療機関等への派遣期間： 日		
	・DMAT・DPAT等医療チームの派遣見込みチーム数（ ）チーム		
新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業	①派遣先医療機関等及び住所： ②派遣人数：医師 名、薬剤師 名 ③派遣期間： ④コロナ対応等により地域で担うべき医療機能を担えないとする期間：		
新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業	新型コロナウイルス感染症患者が発生したことにより休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関等が再開するための事業 ①休業期間：		
新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業 （旧新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業）			
新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業			
新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのために行う院内感染防止対策事業		
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業	院内等での感染拡大を防ぎながら、外国人患者の受入れにあたり必要な多様な言語や宗教・文化的背景への配慮等外国人特有の課題に対応した入院治療・療養が可能な体制整備事業		
外来対応医療機関確保事業			
新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業			
合計			

様式 2

経費所要額精算書

(事業者名)

事業区分	総事業費 (A)	事業における寄付金 その他収入額 (B)	差引事業費 (A) - (B) (C)	基準額 (D)	選定額 (E)	補助率 (F)	県費補助 所要額 (E) × (F) (G)	補助交付決定額 (H)	補助受入済額 (I)	差引過不足額 (I) - (G) (J)	差引補助受入 未済額 (I) - (H) (K)	備考
	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	

- (注) 1 「事業区分」欄には、交付の対象となる事業の名称を記載すること。
 2 (E)欄は、(C)と(D)とを比較して少ない方の額を記入すること。
 3 添付書類：必要に応じて、事業ごとに添付書類を別に定める。

第4号様式

番 号
年 月 日

香川県知事 殿

事業者名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日●●第 号をもって交付決定を受けた令和5年度香川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告する。

記

1 事業区分及び施設の名称

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 _____ 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要県費補助金等返還相当額）

金 _____ 円

4 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

第5号様式

番 号
年 月 日

市 町 長 殿

補助事業者名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 第 号で交付決定を受けた令和5年度香川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）について、交付決定通知により付された条件に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業区分及び施設の名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 _____ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）
金 _____ 円
- 4 添付書類
記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

令和5年度香川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）調書

（事業者名）

県		市町										備考	
予算科目	交付決定の額	歳入			歳出								
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額		支出済額		翌年度繰越額			
						うち補助金相当額	うち補助金相当額	うち補助金相当額	うち補助金相当額	うち補助金相当額			
	円		円	円		円	円	円	円	円	円	円	

（作成要領）

- 「県」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付決定の額を記入すること。
- 「市町」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 補助事業等の市町の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金についての調書の作成は、本表に準じること。この場合において市町の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「歳入済額」の数字下欄に補助額を内書（ ）をもって附記すること。